# 第1号議案

事務所の移転と移転登記の実施について

(案)

予てより準備を進めていた東京都江東区豊洲(以下「豊洲事務所」。)への移転について、移転の準備が整う見通しが立ちましたので、以下に従い豊洲事務所への移転を行いたいと思います。

また, 移転に伴う登記についても, 以下に従い実施をしたいと思います。

- 1. 豊洲事務所への移転について
  - 豊洲事務所へ移転する時期、部署等については、以下の通りとする。
  - ・移転先住所:
    - 〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目2番15号
  - 移転時期:
    - 平成 27 年 12 月 21 日 (月)
  - ・移転する部署:
    - 運用部広域運用センターを除く全ての部署
  - ・移転の周知:
    - ・当機関のウェブサイト上にて、別紙により移転の周知を行う。
    - ・会員宛に別紙を添付したメールを送付し移転の周知を行う。
- 2. 移転登記の実施について

現在,法人登記における主たる事務所の所在地を,九段下事務所(東京都千代田区神田神保町三丁目5番地)の住所としているが,豊洲事務所への移転により九段下事務所での業務が終了するため、以下の通り移転登記を実施する。

2-1. 神保町事務所への移転登記の実施について

定款第2条の定めに従い、神保町事務所を主たる事務所の所在地とする移転登 記を実施する。

• 移転先住所:

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町二丁目 10番 10号

• 移転時期:

平成 27 年 12 月 21 日 (月)

<参考(定款第2条>

本機関の事務所は、東京都千代田区に置く。

# 2-2. 豊洲事務所への移転登記の実施について

主たる事務所の所在地を東京都江東区とする定款の変更を予定しており、変更 後の定款が施行され次第、豊洲事務所に移転登記を実施する。

• 移転先住所:

〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目2番15号

• 移転時期:

変更後の定款の施行日(平成28年4月1日を予定)

その他:

神保町事務所での業務は平成28年3月末をもって終了する予定。

以上

# 事務所移転のご案内

当機関では、予てより東京都江東区豊洲(以下「豊洲事務所」)への移転の準備を進めてまいりましたが、移転の準備が整うことに伴い、平成 27 年 12 月 21 日より、一部を除き豊洲事務所にて業務を開始いたします。

移転先や移転部署については下記の通りとなります。

記

#### 1. 移転先:

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15(地図はこちら)

#### 2. 業務開始日:

平成27年12月21日(月)

#### 3. 移転部署:

運用部広域運用センターを除く全ての部署

- •総務部(03-6632-0901)
- 企画部(03-6632-0902)
- •計画部(03-6632-0903)
- ・計画部系統アクセス室(03-6632-0904)
- ・運用部(03-6632-0905)※広域運用センターを除く
- •紛争解決対応室(03-6632-0909)
- •監查室

※記載の各部署の電話番号について、移転に伴う変更はありません。

#### 4. アクセス:

電車でお越しの方

新交通ゆりかもめ「新豊洲駅」から徒歩約1分

東京メトロ有楽町線「豊洲駅」6b出口から徒歩約12分

車でお越しの方

首都高速10号晴海線豊洲出口すぐ

※駐車場はありません。車でお越しの方は、近隣の駐車場をご利用ください。

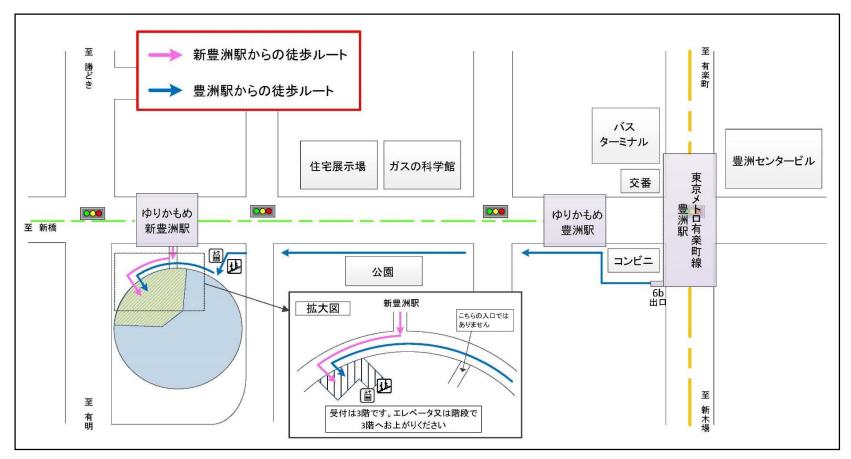
#### 5. その他:

代表電話番号(03-6632-0910)についても変更はありません。

九段下事務所での業務は12月18日をもって終了いたします。

運用部広域運用センターは、平成28年4月に神保町事務所から豊洲事務所へ移転する予定です。

# 豊洲事務所のご案内



# 【交通のご案内】

電車でお越しの方

新交通ゆりかもめ「新豊洲駅」から徒歩約1分

東京外ロ有楽町線「豊洲駅」6b出口から徒歩約12分

車でお越しの方

首都高速10号晴海線豊洲出口すぐ

※駐車場はありません。車でお越しの方は、近隣の駐車場をご利用ください。